

令和8年度  
福井市ホームページバナー広告  
取扱代理店募集要領

令和8年1月  
福井市 総務部 市長公室  
広報プロモーション課

# 令和8年度福井市ホームページバナー広告取扱代理店募集要領

## 1 目的

福井市では、新たな財源の確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、市が保有する財産及び市が作成する帳票等を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載している。

令和8年度においても引き続き、本市公式ホームページに広告枠を設置し、民間事業者等のバナー広告を掲載する。それに伴い、令和8年度の1年間分の広告枠を一括して、広告原稿制作を行う広告代理店（以下「広告代理店」という。）に貸し付ける。広告代理店の選定は、公募を行い、入札により選定する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務の名称

令和8年度福井市ホームページバナー広告取扱業務

### (2) 業務の指針及び基準等

業務は、関係法令及び「福井市広告事業実施要綱」（以下「要綱」という。）、「福井市ホームページバナー広告掲載要領」（以下「要領」という。）その他本市が定める規程により行うものとする。

### (3) 業務の内容

- ① バナー広告の募集及び市への申請業務等
- ② 広告掲載に係る事項についての広告主との交渉、調整その他一切の対応
- ③ 要領に定める業務

### (4) 広告掲載媒体等

- ① 名 称 等 福井市公式ホームページ
- ② 広 告 の 種 類 バナー広告
- ③ 広告掲載位置 福井市公式ホームページ(<https://www.city.fukui.lg.jp>)の全ページ下部  
※移住定住特設サイト([https://www.city.fukui.lg.jp/iju/…](https://www.city.fukui.lg.jp/iju/))を除く。
- ④ ページ数 約8,000ページ
- ⑤ ページビュー数 福井市ホームページの月間ページビュー数  
(全ページ合計 ※移住定住特設サイトを除く)  
【直近3カ月(2025年10月～12月)】  
平均) 約51万件
- ⑥ 広 告 枠 の 数 15枠
- ⑦ 広告の規格等 (大きさ) 縦135ピクセル・横450ピクセル  
(データ形式) JPEG又はGIF

(データ容量) 8キロバイト以下

⑧ 貸付期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

(5) 掲載広告の種類等

要綱及び要領の規定に適合するもの

(6) バナー広告掲載までのスケジュール

広告掲載申請書 及び 広告デザインの提出締切	令和8年3月6日（金）
掲載可否の決定	令和8年3月19日（木）
広告掲載開始	令和8年4月 1日（水）

※ 空枠があり年度途中で募集する場合を除く。

(7) 予定価格（最低価格）

1, 250, 000円（税抜き）

(8) 契約金額の納付

- ① 契約金額は、本市が発行する納入通知書により、令和8年4月30日（木）までに納付すること。
- ② 契約金額が期限までに納付されない場合は、契約は解除され、落札者が納付した契約保証金は市に帰属することとなり、還付されない。

(9) 留意事項

- ① バナー広告取扱業務の全てを他の者に委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を他の者に委託する場合は、本市と協議の上、その承認を得るものとする。
- ② 大規模災害発生時等に、緊急時専用のホームページに切り替える場合は、バナー広告は掲載しない。

### 3 応募資格

要綱第7条各号のいずれにも該当しない法人その他の団体であること（個人での応募はできない。）。

### 4 募集要領等の公表及び質疑・回答

(1) 公表

募集要領等は、令和8年1月15日（木）に、福井市ホームページに掲載する。

(2) 質疑及び回答

入札参加に当たって質疑がある場合は、質疑書（様式7）を総務部市長公室広報プロモーション課（以下「広報プロモーション課」という。）へ提出すること。

質疑書以外での問合せについては、一切受け付けない。

① 質疑書の提出

○ 提出期間 令和8年1月15日（木）～2月2日（月）午後5時

- 提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メールにて提出すること。
- ② 質疑書の回答 競争上の地位その他利益を害するおそれのあるものを除き、隨時、広報プロモーション課ホームページで回答・公表する。

## 5 入札参加申込書等の受付

### (1) 参加表明書等の提出

入札への参加を希望する場合は、次のとおり応募書類を各1部提出すること。

#### ① 応募書類

##### 【入札参加申込関係】

- 参加表明書（様式1）
- 会社概要表（様式2）
- 業務実績表（様式3）
- 登記事項証明書（法務局の発行する現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書で、提出時以前3か月以内に発行されたもの（写し可））
- 印鑑証明書（法務局の発行する印鑑証明書で、提出時以前3か月以内に発行されたもの（写し可））
- 納税証明書（国税、地方税ともに提出時以前2か月以内に発行されたもの（写し可））  
国税は、各税務署発行の国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）又は（その3の2）の納税証明書。地方税は、直近2年分の課税されている全税目が記載されている納税証明書
- 入札保証金免除申請書（入札保証金を免除する場合）（様式4）

##### 【入札関係】

- 入札書（様式5）

定型封筒に封入し、表書きに「件名 令和8年度福井市ホームページバナー広告取扱業務」と記入すること。

- 入札保証金納入済証（納入通知書兼領収書）の写し

#### ② 提出期限

【入札参加申込関係】令和8年1月29日（木）午後5時必着

【入札関係】令和8年2月5日（木）午後5時必着

#### ③ 提出方法

広報プロモーション課まで持参又は郵送で提出すること。

※ 郵送の場合は、必ず、書留郵便など配達記録の残る方法で送付すること。

### (2) 入札書に記載する金額

- ① 入札金額は、年額を100円単位（税抜き）で記入すること。
- ② 契約金額は、入札書に記載された年額に100分の110を乗じた額とする。

### (3) 入札保証金

入札参加者は、その者の見積りに係る入札金額（税込み）の100分の5以上の額の入札保証金を

所定の納付書にて開札日の前日までに納付しなければならない。納付書は、「5 入札参加申込書等の受付（1）参加表明書等の提出」時に渡すこととする。入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定した後、落札者に対しては地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により契約が確定した後、それぞれ入札保証金還付請求書の提出を受けて還付する。ただし、落札者については協議により、当該入札保証金を「6 バナー広告取扱代理店の決定及び契約手続等（4）契約保証金」に定める契約保証金に充当することができる。

なお、福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）第93条に該当する場合は、入札保証金を免除する。

#### （4）入札参加を辞退する場合

参加表明書提出以後に入札参加を辞退する場合は、辞退届（様式6）を令和8年2月5日（木）午後5時（必着）までに、広報プロモーション課まで持参又は郵送で提出すること。

※ 郵送の場合は、必ず、書留郵便など配達記録の残る方法で送付すること。

なお、辞退届の提出があった場合でも、既に提出された応募書類は返却しない。

#### （5）その他

- ① この入札に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ② 市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合がある。

### 6 バナー広告取扱代理店の決定及び契約手続等

#### （1）決定方法等

- ① 提出された入札参加関係書類の審査を行い、「3 応募資格」に定める資格を全て満たしている者を選定対象者とする。
- ② 選定対象者のうち、「2 業務の概要（7）予定価格（最低価格）」に記載する金額以上で、最高の価格で有効な入札をした者をバナー広告取扱代理店とする。なお落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじにより選定する。くじの執行方法は別に定める。
- ③ 開札は、令和8年2月6日（金）午前10時10分から広報プロモーション課において行う。  
開札後、バナー広告取扱代理店に決定した応募者にのみ結果を通知する。
- ④ バナー広告取扱代理店の決定後、市ホームページで公表する。

#### （2）契約の締結

落札者は、別途指示するところにより、落札決定後速やかに契約を締結しなければならない。

#### （3）契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金、又は契約保証金に代わる担保（福井市財務会計規則第112条の2に規定）を所定の手続きに従い納付しなければならない。契約内容の不履行と認められる場合を除き、納付された契約保証金は、契約が全て履行された後、契約保証金還付請求書の提出を受けて還付する。

なお、福井市財務会計規則第113条（第2号を除く。）に該当する場合は、契約保証金を免

除する。

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) バナー広告取扱代理店決定者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、バナー広告取扱代理店の決定を取り消す。

- ① 正当な理由なくして指定する期日までに、契約の手続に応じなかった場合
- ② バナー広告取扱代理店に決定した者が入札者の資格を失った場合

## 7 スケジュール

募集要領等の公表	令和8年1月15日（木）
質疑の受付	令和8年1月15日（木）～ 同年2月2日（月）午後5時
質疑の回答	随時、市ホームページで回答・公表
参加表明書等の提出	令和8年1月29日（木）午後5時必着
入札書の提出	令和8年2月5日（木）午後5時必着
開札の実施	令和8年2月6日（金）午前10時10分

## 8 問合せ先及び各種書類の提出先

福井市 総務部 市長公室 広報プロモーション課

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

(TEL) 0776-20-5257

(FAX) 0776-20-5438

(e-mail) kohou@city.fukui.lg.jp